

# 平成30年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成30年6月5日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	熊澤芳潔君	2番	榊原深雪君
3番	多治見亮一君	4番	木村明雄君
5番	川上初太郎君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	高道洋子君
9番	高橋健一君	10番	星孝道君
11番	高橋秀樹君	12番	井脇昌美君
13番	吉田敏男君		

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4＞
- 日程第 5 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）＜P 7＞
- 日程第 6 報告第 3 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7＞
- 日程第 7 議案第 5 5 号 公安委員会委員の選任について＜P 7＞
- 日程第 8 議案第 5 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について＜P 8＞
- 日程第 9 議案第 5 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜P 9＞
- 日程第 10 議案第 5 8 号 はるにれ団地公営住宅新築建築主体（5 号棟）工事請負契約について＜P 9＞
- 日程第 11 議案第 5 9 号 はるにれ団地公営住宅新築建築主体（6 号棟）工事請負契約について＜P 11＞
- 日程第 12 議案第 6 0 号 消防ポンプ自動車 CD-I 型（螺湾 1 号）購入売買契約について＜P 11＞
- 日程第 13 議案第 6 1 号 小中学校タブレットパソコン購入・無線 LAN 環境整備業務契約について＜P 12＞
- 日程第 14 議案第 6 2 号 池北三町行政事務組合規約の変更について＜P 13～P 16＞
- 日程第 15 議案第 6 3 号 池北三町行政事務組合の解散について＜P 13～P 16＞
- 日程第 16 議案第 6 4 号 池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分について＜P 13～P 16＞
- 日程第 17 議案第 6 5 号 本別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託について＜P 13～P 16＞
- 日程第 18 議案第 6 6 号 陸別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託について＜P 13～P 16＞
- 日程第 19 議案第 6 7 号 足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例＜P 16＞
- 日程第 20 議案第 6 8 号 足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例＜P 17＞
- 日程第 21 請願第 1 号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願書＜P 17＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成30年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によりまして、6番前田秀夫君、7番田利正文君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

会期は、本日6月5日から6月18日までの14日間とし、このうち6日から13日までと、16、17の10日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日、6月5日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第2号、報告第3号の報告を受けます。

次に、議案第55号から議案第68号までの即決で審議いたします。

次に、請願第1号につきましては、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審議とします。

14日は、一般質問などを行います。

15日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第69号から議案第72号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの14日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの14日間に決定をいたしました。

なお、14日間のうち、6日から13日までと、16日から17日までの10日間は休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、10日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月7日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、4件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町地域防災計画、足寄町水防計画並びに足寄町国民保護計画の改定について、御報告をいたします。

足寄町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき昭和40年に策定をし、逐次改正を行い、直近では平成24年2月に改正を行ったところですが、その後の国の防災基本計画及び災害対策基本法などの防災関連法令の改廃並びに北海道地域防災計画の改正、本町機構の変更、諸般の社会情勢の変化などにより抜本的な改正が必要となり、平成28年の大雨災害及び平成29年の防災訓練の総括も踏まえ、本年3月に足寄町防災会議を開催し、改正案が承認され、別冊のとおり計画書の改正を終えたところであります。

今回の改正は、北海道地域防災計画の内容構成に準じた形で、旧計画の11章からなる本編と資料編での構成から、8章からなる風水害火山等災害対策編、7章からなる地震災害対策編の本編2編と資料編での構成へと全面改定を行っております。

主な改正内容でございますが、災害対策基本法の改正を受け、従前の「避難所・避難場所」を「指定避難所・指定緊急避難場所」とし、その用語の定義を追加、国の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しにより、従

前の「避難準備情報」を「避難準備情報・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に修正するなどの文言整理を行うとともに、とちか広域消防局の設立等を初めとする諸般の情勢変化に伴う所要の改正も行いました。また、役場庁舎が被災した際の災害対策本部の設置施設を総合体育館とすること、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達体制の整備等について新たに追加を行っております。

なお、防災計画の改定にあわせて、資料編につきましても、土砂災害警戒区域の指定状況、災害種別ごとの危険性等を考慮して見直しを行いました、指定緊急避難場所・指定避難所の掲載等を初めとした全面的な改正を行っております。

次に、足寄町水防計画につきましても水防法に基づき、防災計画同様に逐次改正を行っておりますが、社会情勢の変化を踏まえまして改訂が必要となり、本年3月に開催しました足寄町防災会議において改正案が承認され、別冊のとおり計画書の改正を終えたところであります。

改正の内容につきましては、別添の新旧対照表のとおりですが、水害による「逃げおくれゼロ」「社会的被害の最小化」を図ることを目的とした水防法や北海道水防計画の改正を受け、北海道や足寄町が処理すべき事務または業務の大綱の見直し、水防活動に従事する者の安全配慮に関する事項の新設、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準の改正を行うとともに、とちか広域消防局の設立、北海道の組織改編等を初めとする諸般の情勢変化に伴う所要の改正も行いました。

今後も引き続き、住民の方々や関係団体等の協力を得ながら、防災・減災対策に万全を期すべく努力をしてまいります。

次に、足寄町国民保護計画につきましても、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称・国民保護法）

に基づき、平成19年に策定をし平成24年2月に改正を行ったところですが、その後の国の国民保護に関する基本指針や北海道国民保護計画の改正を初めとする情勢変化を反映させるため、本年3月開催の足寄町国民保護協議会に変更案を諮問し、変更案のとおり答申を受け、過日北海道知事との協議を終え、計画の変更が決定されたところであります。

今回の改正は、別添の新旧対照表のとおり、とかち広域消防局の設立や、関係法令等の改正に伴う文言整理が主となっておりますが、国民の保護のための情報伝達手段として緊急情報ネットワークシステム（E-m-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、総合行政ネットワーク（LGWAN）等を追記しております。

また、国民保護計画の変更にあわせ、資料編につきましても、別添の新旧対照表のとおり、足寄町の気候・人口等を直近の数値に置きかえるとともに、町や関係機関の組織機構の見直しを反映させております。

国際情勢が不安定な昨今において、我が国におきまして、本国民保護計画による措置を行うことのないよう願うばかりですが、有事の際には被害等を最小限に食い止めなければならず、そのためには本国民保護計画に基づき、関係機関との連携を図りながら対処していく所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

次に、足寄町空き家等対策計画及び足寄町空き家等対策のマニュアルを策定しましたので、御報告をいたします。

近年、社会的ニーズの変化や地域における人口と世帯数の減少、高齢化等を背景に、空き家の数は年々増加傾向にあり、適正管理がなされないまま放置された空き家の倒壊の危険性や公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題を生じさせる状況となってきております。

またその一方では、空き家を地域の資産として活用することで、地域の活性化につながっていくことも期待されており、このような背

景から、国は平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を全面施行し、国、都道府県、市町村、所有者または管理者それぞれの責務を定め、空き家等への対策を総合的に推進していくこととしております。

本町におきましても、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するため、町内全域を対象地区とした足寄町空き家等対策計画を平成30年1月に策定をいたしました。

本計画における対策の理念としましては、町民の安全・安心と町の景観を守り、町の活力につながる持続可能な取り組みを促進するため、町、所有者、地域、専門家、民間事業者等の連携で空き家対策を推進するもので、基本的な考え方としましては、空き家になってからではなく、居住中の段階からの周知・理解の醸成等による空き家発生の予防、空き家の適正管理の推進、修繕や改修等により利活用が可能な空き家の有効活用の推進を行うこととしております。

なお、対策の実施体制といたしましては、総務課、建設課、住民課、福祉課による庁内の推進体制及び自治会、専門家団体、民間事業者との連携により実施していく予定であります。

また、空き家等対策のマニュアルについても、平成30年3月に策定をいたしました。このマニュアルは、本町における空き家対策の実践段階の初動期に当たって、法に規定されている事項のほか、空き家の実態把握、実態調査結果の情報の活用、管理不全な空き家に対する初期対応、所有者等の特定、特定空き家等措置手順、特定空き家等の判断基準、利活用のための調査手順、利活用のための調査結果の活用、所有者、地域住民からの相談対応等、想定される対応内容をまとめたものであり、さらに今後本町における空き家対策の実践に伴い、その経験を本マニュアルに反映し、ノウハウの蓄積を図ることとしております。

今後は、計画及びマニュアルに沿って、空

き家等対策の推進に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における平成29年度の実績が取りまとめられましたので、御報告をいたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案405件、滞納額2億9,692万1,000円の引き継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は1億138万6,000円、収納率は34.15%となっており、前年比3.56ポイントの増となりました。

前年に比べ件数、引き受け額は減少しましたが、収納額、収納率いずれも前年実績を上回り、収納率に関しては過去4位の成績となりました。十勝管内の雇用情勢や個人消費等の経済状況が大きく改善をしていない中、引き続き高い水準を維持しているものと考えております。

次に、本町の実績ですが、引き継ぎました事案は8件、滞納額213万7,000円に対して、延滞金を含めた収納額は108万8,000円、収納率は50.89%となっており、前年比28.19ポイントの増となりました。また、事前予告通知による効果額は194万9,000円で、収納実績と合わせた総額は303万7,000円となっており、本町が負担する分担金92万円を差し引いた費用対効果額は211万7,000円の実績となりました。

発足から11年間における本町の引き継ぎ件数は延べ110件で、収納額は3,090万5,000円の実績となっており、滞納整理機構への引き継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も向上しているところであります。

なお、平成30年度におきましては、継続事案3件を含む6件、滞納税額158万5,000円を引き継ぎをしております。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い

収納率を上げております。

今後におきましても、適切に納税されている方々の不公平感をなくすため、十勝一丸となった取り組みを図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、池北三町行政事務組合の解散につきまして、御報告をいたします。

平成31年4月以降のごみ処理体制につきましては、池北三町行政事務組合銀河クリーンセンター最終処分場の埋め立て残余容量が平成30年度末でほぼなくなることから、資源ごみを除くごみは、本別、陸別、足寄の3町ともに、十勝圏複合事務組合が設置、運営するくりりんセンターにおいて搬入、処理をし、資源ごみは引き続き銀河クリーンセンターで処理をすることについて、平成29年第2回議会定例会において、御報告をいたしました。

現在、池北三町行政事務組合で共同処理を行う事務は、ごみ処理施設等の設置、維持管理となっており、平成29年第2回議会定例会で御報告したとおり、平成31年4月から資源ごみを除くごみは、くりりんセンターで処理をするに伴い、組合の事務は資源ごみの中間処理や小動物の焼却等となり、事務量の大幅な減少が見込まれることから、より効率的かつ効果的な組織運営を図るべく、構成3町と池北三町行政事務組合との間で、平成31年4月以降の事務執行体制のあり方について、協議、検討を重ねてまいりました。

広域化を実施するための制度につきましては、地方自治法に規定されており、現行の一部事務組合方式、協議会方式、事務の委託方式等について、メリット、デメリットを比較、検討した結果、効率性や経済性に優れ、道内や国内において最も多く活用されている事務の委託方式を採用するとの結論に達したところであります。

したがいまして、現行の一部事務組合方式を維持せず、平成31年3月31日をもって池北三町行政事務組合を解散し、ごみ処理施

設等の所在地である足寄町が事務を承継するとともに、本別町及び陸別町から事務の委託を受けようとするものであります。

なお、組合を解散するに当たり、構成3町の議会の議決を要しますことから、今定例会に池北三町行政事務組合理約の変更について、ほか関連する4件の議案を提案しておりますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

今後におきましては、平成31年4月からのごみ分別・収集方法の変更に伴い、住民の皆様にご迷惑を招かぬよう、説明会等を開催し、周知を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第2号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました報告第2号繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

平成29年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は別紙のとおり、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上議決いただきました多目的交流施設整備事業など、1ページ右側に別紙といたしまして計算書を添付しておりますが、それぞれ事業費の額が確定いたしましたので報告するものでございます。

翌年度への繰越額は9事業、合計3億7,008万3,000円でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第3号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました報告第3号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について御報告申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

3ページにございますが、平成30年2月22日から平成30年5月28日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事または製造の請負は、別紙のとおり5件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 議案第55号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第55号公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第55号公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町南6条6丁目38番地、大貫裕弘氏、昭和32年4月1日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成30年7月8日、現公平委員会委員が任期満了によるものでございます。

なお、大貫氏の略歴、学歴、職歴等につきましては、記載のとおりでございますので、説明省略をさせていただきます。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第55号公平委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第55号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

### ◎ 議案第56号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第56号辺地にかかわる公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、茂足寄辺地及び大誉地辺地に係る総合整備計画を策定するもので、財政上有利な起債であります辺地対策事業債を申請する場合は、この総合整備計画の策定が条件とされていることから、同事業債を申請予定の事業について、総合整備計画を策定し議決をお願いするものでございます。

計画に計上する事業につきましては、6ページに添付させていただいております総合整備計画書に計上しております事業で、茂足寄辺地につきましてはページ左側の計画書で、市町村道・橋梁といたしまして、橋梁寿命化修繕事業を計上しております。

大誉地辺地につきましては、ページ右側の計画書で、飲用水供給施設といたしまして、足寄簡易水道（上利別地区）遠隔監視システム等整備事業を計上しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これから、議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第57号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました議案第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する、同条第1項の規定に基づき、芽登辺地及び平和辺地に係る総合整備計画を一部変更するもので、財政上有利な起債であります辺地対策事業債を申請する場合には、この総合整備計画への計上が条件とされていることから、同事業債を申請予定の事業について、総合整備計画に追加する変更について議決をお願いするものでございます。

計画に追加する事業につきましては、8ページ以降に添付させていただいております総合整備計画書に下線で表示しております事業で、芽登辺地につきましては8ページの計画書で、飲用水供給施設といたしまして芽登第3飲雑用水施設配水管移設整備事業を追加しております。

平和辺地につきましては10ページの計画

書で、農林漁業経営近代化施設といたしまして、新町イチゴハウスエネルギー供給設備整備事業並びに市町村道・橋梁といたしまして、橋梁長寿命化修繕事業を追加しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第58号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第58号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(5号棟)工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第58号はるにれ団地公営住宅新築建築主体（5号棟）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年5月29日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付したはるにれ団地公営住宅新築建築主体（5号棟）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、はるにれ団地公営住宅新築建築主体（5号棟）工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、7,592万4,000円。

契約の相手方は、足寄町西町8丁目1番地の12、株式会社外田組、代表取締役 菅原智美氏でございます。

工期は、平成30年12月28日でございます。

工事概要につきましては、13ページの全体配置図をごらんいただきたいと思いますが、13ページの左下に5号棟といたしまして、工事場所は足寄町北2条4丁目60番地1、構造は木造平屋建て1棟5戸、延べ床面積359.32平方メートルでございます。

14ページ、15ページに平面図、立面図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく御申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 以前にちょっと質問したことなのですが、14ページ見ていただければわかると思うのですが、2LDK、町長の答弁では対面式キッチンというふ

うに言われてました。これを1LDKのように、キッチンの向きを南側に向けてもらうと。そして、入り口の壁側のほうに少しずらしてもらうということは、今からでも必要だというふうに判断すれば可能なかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

既に発注になった部分となりますので、基本的にはできません。

従来も説明したかと思いますが、今現在入っている方で、この形で問題あり、問題がありますよとか、そういった苦情が来ているわけでありませぬので、このまま施工したいというふうに考えてますので、御理解のほどよろしく御願いたします。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） もう1点ですけども、前回のときもお話ししました。物置の中に90リットルタンク入ってましたよね。それも同じですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 同じでございますので、御理解のほどよろしく御願いたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号はるにれ団地公営住宅新築建築主体（5号棟）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第58号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(5号棟)工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第59号

○議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第59号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(6号棟)工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました議案第59号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(6号棟)工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年5月29日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付したはるにれ団地公営住宅新築建築主体(6号棟)工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、はるにれ団地公営住宅新築建築主体(6号棟)工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、6,274万8,000円。

契約の相手方は、足寄町旭町1丁目34番地、原建設株式会社、代表取締役 原安正氏でございます。

工期は、平成30年12月28日でございます。

工事概要につきましては、13ページの全体配置図をごらんいただきたいと思います。13ページの左下に6号棟といたしまして、工事場所は足寄町北2条4丁目60番地1、構造は木造平屋建て1棟4戸、延べ床面

積294.65平方メートルでございます。

16ページ、17ページに平面図、立面図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(6号棟)工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第59号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(6号棟)工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第60号

○議長(吉田敏男君) 日程第12 議案第60号消防ポンプ自動車CD-I型(螺湾1号)購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第60号消防ポンプ自動車CD-I型（螺湾1号）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年5月24日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した消防ポンプ自動車CD-I型（螺湾1号）購入について、下記のとおり、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、消防ポンプ自動車CD-I型（螺湾1号）購入でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2,894万4,000円。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役 中川龍太郎氏でございます。

納入期日につきましては、平成31年2月28日でございます。

19ページに外観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号消防ポンプ自動車CD-I型（螺湾1号）購入売買契約につい

ての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第60号消防ポンプ自動車CD-I型（螺湾1号）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、報告をいたします。

町長から提出議案中、お手元に配付の正誤表のとおり、訂正したい旨文書をもって議長宛てに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう訂正することに御了解をいただきたいと思っております。

#### ◎ 議案第61号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第61号小中学校タブレットパソコン購入・無線LAN環境整備業務契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第61号小中学校タブレットパソコン購入・無線LAN環境整備業務契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年5月24日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した小中学校タブレットパソコン購入・無線LAN環境整備業務について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、小中学校タブレットパソコン購入・無線LAN環境整備業務でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1,611万3,600円。

契約の相手方は、帯広市西19条南1丁目4番地22、大丸株式会社道東支店、支店長佐々木靖文氏でございます。

納入期日につきましては、平成30年9月14日でございます。

ページ右側に内訳書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号小中学校タブレットパソコン購入・無線LAN環境整備業務契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第61号小中学校タブレットパソコン購入・無線LAN環境整備業務契約についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時5分再開といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を

再開をいたします。

◎ 議案第62号から議案第66号まで

○議長（吉田敏男君） 関連がありますので、日程第14 議案第62号池北三町行政事務組合規約の変更についてから、日程第18 議案第66号陸別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託についてまでの件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました議案第62号池北三町行政事務組合の変更についての件から、議案第66号陸別町から資源ごみ処理等に関する事務の事務受託についての件まで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

最初に、議案第62号池北三町行政事務組合規約の変更についてでございますが、池北三町行政事務組合規約の一部変更につきまして、地方自治法第286条第1項の規定により、構成団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の内容でございますが、先ほどの町長の行政報告にもありますとおり、平成31年4月から資源ごみを除くごみは十勝圏複合事務組合が設置、運営するくりりんセンターで処理をするのに伴いまして、池北三町行政事務組合の事務量の大幅な減少が見込まれることから、事務の簡素・効率化を図るため、事務組合を解散し、足寄町が資源ごみ処理等の事務を承継することについての規定を新たに規約に加えるものでございます。

附則において、施行期日につきましては、北海道知事の変更に係る許可のあった日からと定めております。

次に、議案書22ページをお願いいたします。

議案第63号池北三町行政事務組合の解散

についてでございますが、平成31年3月31日をもって、池北三町行政事務組合を解散することにつきまして、地方自治法第288条の規定により、構成団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書23ページをお願いいたします。

議案第64号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分につきまして、地方自治法第289条の規定により、構成団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙協議書のとおり、池北三町行政事務組合の所有する財産は足寄町が承継し、財産の処分年月日を平成31年3月31日とするものでございます。

なお、土地・建物等の財産に関する調書を24ページから27ページに添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

次に、議案書28ページをお願いいたします。

議案第65号本別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託についてでございますが、本別町からの事務の事務受託につきまして、地方自治法第252条の14第1項の規定により、構成団体との協議を行い別紙のとおり規約を定めるに当たり、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

29ページをお願いいたします。

規約の主な内容について、御説明をいたします。

まず第2条におきまして、委託事務の範囲を定めております。

第4条におきましては、経費の負担等について、委託事務の管理及び執行に要する経費は本別町の負担とし、負担割合につきましては右の欄の別表のとおりとし、足寄町長と本

別町長が協議して定めることとしております。

なお、負担割合につきましては、現行と同様であります。

第9条におきましては、必要に応じて委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くこととしております。

なお、附則において、この規約は平成31年4月1日から施行することを定めております。

次に、31ページをお願いいたします。

議案第66号陸別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託についてでございますが、陸別町からの事務の事務受託につきまして、地方自治法第252条の14第1項の規定により、構成団体との協議を行い別紙のとおり規約を定めるに当たり、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、規約内容の説明につきましては、本別町との規約とほぼ同様でありますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第62号池北三町行政事務組合規約の変更についての件から、議案第66号陸別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託についての件までの一括提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5件一括で行います。

質疑はございませんか。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） 今後も3町の形では進むことは進むのですけれども、現在終わっている埋立地だとか、そういったところの場所で災害が発生した場合はどういう形でこれ、当然協議されていくのだろうと思います。どういう形で、規約に何かうたってませんよね、それはね。それで、そういう場合は

どういう方向で進むのかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 災害が起こった場合には当然工事費が絡んだり、経費がかかるということがわかった場合は、先ほど規約のほうでも御説明いたしましたとおり、各事務の委託を受ける本別町あるいは陸別町の町長を含めた連絡会議において調整するという場が設けられております。ただ、その前段に担当課長を含む事務担当者のレベルの協議の場も設ける予定でございますので、そのような事態が発生した場合には事務レベルで協議をいたして、その後町長を初めとする会議において決定していくことと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。そうしますと、そういった災害が発生した場合は、3町がきちっと協議をして進めていくと、こういうことになるということによろしいですね。（「そのようになると思います。」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

5件一括で行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第62号池北三町行政事務組合規約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号池北三町行政事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第63号池北三町行政事務組合の解散についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第63号池北三町行政事務組合の解散についての件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第64号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第64号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についての件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号本別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第65号本別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託についての件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第66号陸別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第66号陸別町からの資源ごみ処理等に関する事務の事務受託についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第67号

○議長(吉田敏男君) 日程第19 議案第67号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長(松野 孝君) ただいま議題となりました議案第67号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、法律の改正に伴いまして、条例の題名や文言等を改めるため、昨年第3回定例会に条例の一部改正案を提案し、議決をいただいておりますが、経過措置を規定する附則第2項について、旧法の附則の規定に基づき、従前の例により承認を受けた企業立地計画等に従って設置された施設である場合、課税免除の適用に支障を生じるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、御説明いたします。

33ページをお開きください。

改正附則第2項の経過措置の規定におきまして、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律、附則第3条第1項の規定に基づき、なお従前の例により承認を受けた企業立地計画または同条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って同意集積区域内に事業を行

うために設置した施設に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による」と改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は平成29年7月31日から適用することとしております。

33ページの右の欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照を願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第67号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。



◎ 議案第68号

○議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第68号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました議案第68号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

十勝環境複合事務組合につきましては、本年3月31日をもって解散し、十勝圏複合事務組合に統合をしたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、御説明をいたします。

34ページをお開きください。

第8条第4項中、「十勝環境複合事務組合」を「十勝圏複合事務組合」に文言を改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することとしております。

34ページの右の欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第68号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第21 請願第1号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第1号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることとしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定をいたしました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月14日午前10時より開会をいたします。

大変御苦勞様でございます。

午前11時29分 散会